

令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画書（案）の概要

1 令和2年度測定計画との主な変更点

- 公共用水域
国土交通省東北地方整備局管轄の河川において**測定頻度減**
- 地下水
概況調査 地点数 **5地点減**（調査可能井戸の減少のため※）
継続監視調査 地点数 **4地点削除**（調査終了：3地点、井戸廃止：1地点）

※仙台市測定分

2 計画の内容

(1) 根拠法令

水質汚濁防止法第15条第1項、第16条第1項及び第2項に基づき、「公共用水域及び地下水の常時監視」を行うために関係機関と協議の上、宮城県知事（以下「知事」という。）が計画を作成する。

(2) 測定計画

① 公共用水域：測定地点の変更なし

水域種別		河川	湖沼	海域	合計
水域数	測定水域	74	35	24	133
	うち類型指定水域数	59	12	24	95
測定地点数	環境基準点	69	12	47	128
	補助測定点等	73	25	59	157
	計	142	37	106	285
総検体数（延回数）		1,634	392	1,118	3,144

② 地下水

調査の種類	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査	継続監視 調査	合計
	定点方式	ローリング方式			
測定地点数	0(0)	29(34)	—	34(38)	63(72)

※（ ）内は令和2年度の数値

(3) 測定機関および測定項目

	公共用水域	地下水
測定機関	国土交通省東北地方整備局、宮城県、仙台市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市	宮城県、仙台市
測定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・健康項目（カドミウム、全アン等 27 項目） ・生活環境項目（BOD・COD、SS 等 12 項目） ・要監視項目（クロロホルム等 26 項目） ・その他（トリハロメタン生成能等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康項目（カドミウム、全アン等 28 項目） ・要監視項目（クロロホルム等 24 項目） ・その他（pH）

3 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定により公表するものとする。